

佐賀藩芦原鍋島領における『竜人別帳』について

—配分地（知行地）と御新地—

中野正裕

二、『肥前国杵島郡坂田村室嶋村大田尾家文書』について

中から『竜人別帳』について史料紹介していくこととする。

一、はじめに

佐賀藩三六万石は、広大な佐賀平野があるにもかかわらず、蔵入地が少なく知行地が多い。これは、佐賀藩が成立した過程に起因する。佐賀藩の成立については、藤野保編『佐賀藩の総合研究』で論証されている⁽¹⁾。佐賀藩には、支藩（小城・蓮池・鹿島）、御親類（白川・川久保・村田）、御親類同格（多久・武雄・諫早・須古）、家老、着座の知行地が散在していた。また、佐賀藩は、知行地のことを「配分地」と称していた。

佐賀藩の配分地（知行地）については、近年、高野信治氏や長野遼氏によつて明らかにされている。高野氏は、近世の領主制が近世秩序のなかで如何に存在・展開したのかを考察している⁽²⁾。

また、『藩国と藩輔の構図』で検討すべき課題として、近世の國家や社会における大名領・藩の性格・位置づけであると述べている。長野氏は、佐賀藩における地方知行制と村との関連や幕末期佐賀藩における地方知行制の様相を地方知行主と知行村との関わりについて検討している⁽³⁾。

こうした先行研究を鑑み、本稿では、別府大学付属博物館に所蔵されている『肥前国杵島郡白石南郷坂田村室嶋村大田尾家文書』の

別府大学が所蔵している文書群の中で、肥前国の家文書である『肥前国杵島郡坂田村室嶋村大田尾家文書』は、昭和五六年（一九八二）に別府大学が古書店から購入した史料である。

昭和五七年（一九八二）二月に『別府大学文学部史学科所蔵文書編年目録』第七集として、目録が作成されているが、これは、長帳のみを一部、目録化したものであり、一紙ものを含めた年代未詳の文書に関しては、目録が取られないかたため、改めて平成一七年（一九九五）六月から翌年にかけて、大学院生を中心に目録を試行錯誤しながら作成した。現在は、仮目録として閲覧が可能となっている。別府大学が古書店から購入する以前の伝来に関しては、よくわからない。

総点数は、一三九二点である。時代的上限は、天明七年（一七八七）未九月に、島津村与四右衛門が作成した『御差入白石南郷坂田村差「出」カ』で、下限は、明治四十一年（一九〇八）申一月十一日に大田尾氏が作成した『大福萬金請払帳』である。このことから、年代は、近世から近代にかけての文書であることがいえる。ただし、寛政期・享和期・文久期・慶応期の文書は残っていない。

文書の種類としては、おもに、名寄帳・庭帳・未進帳・検見帳・宗門人別帳・貢物帳・取立帳・大福帳などである。

戸口関係史料の中では、「配分宗門人別御改帳」は、天保拾三年から嘉永二年の文書が残つており、「竈人別帳」は、弘化三年と弘化五年の文書が残つてゐる。また「取納五人組合帳」や「竈間数差出」も残つてゐる。

なお、文書の史料構造の分析については、解題として改めて別稿で、記載する必要があると考へてゐる。

三、芦原鍋島家領の概要

1、芦原鍋島家の系譜

芦原鍋島家（山代鍋島家）は、『鍋島虎吉郎系譜』⁽⁴⁾によると、松浦源大夫久（ひさし）が、久安元年（一一四五）に肥前国下松浦梶谷城に下向し、下松浦源四郎直（なおす）は、久安年中（一一四五）に御厨莊七五〇町を父から譲らへてゐることが窺える。さらに、建久三年（一一九一）に五男山代源六園（かこう）に西松浦郡山代（伊万里市西南部）を与え、歴代根拠とし、山代姓を名乗つてゐる。

その後、一二代目の山代孫七郎貞（さだし）が、天正十五年（一五八七）七月三日に、豊臣秀吉から御朱印を賜り（龍造寺の配下として知行地を付与）、鍋島直茂から「茂」の一字を賜つて「茂貞」（しげさだ）と名乗つてゐる。このときを境に、「芦原鍋島家」と呼称する場合もあるが、多くは、「山代鍋島家」と表記されている。

鍋島茂貞から一二代目が鍋島虎吉郎である。鍋島虎吉郎は、幕末

期の領主で、童名が虎吉郎で、諱は崇、通称は、千之丞である。天保三年（一八三二）五月十七日に出生し、元治元年（一八六四）に没してゐる。先妻は、鍋島安房の女で文久二年（一八六二）に死去している。鍋島安房とは、一〇代佐賀藩主鍋島直正の庶兄であり、須古領主で御親類同格として、上級家臣の地位にあつた。その後、後妻をむかえ、納富右膳安興の女を娶つており、明治四年（一八七一）十月二日に死去してゐる。

芦原鍋島家の家格は、佐賀藩初代藩主鍋島勝茂のとき、「長榜」で納富鍋島家・石井家・鍋島舎人家・岡部家などの家々と共に、家老に次ぎ藩政に参与する家々であつた。二代藩主光茂のときに「着座」に定着し、着座筆頭を称して本藩に許可を得て、大配分格を認められている⁽⁵⁾。着座は一八家で構成されていた。また、大配分格小配分として独自の行政権、それぞれの家臣への知行権や、領内の司法・警察権をもつていた⁽⁶⁾。

2、芦原鍋島家の知行地

芦原鍋島家の知行地は、貞享四年（一六八七）芦原鍋島家四代下蓑具（白石町西部）の三箇村であつたが、永池村（武雄市東部）・大夫契のとき、杵島郡芦原村（武雄市東部）と永池村（武雄市東部）・下蓑具（白石町西部）の三箇村であつたが、永池村・下蓑具村は、本藩領となり、替地として、杵島郡坂田村（白石町内）・室嶋村（白石町南西部）・樅崎村（武雄市南東部）・藤津郡志田村（嬉野市東部）を与えられている⁽⁷⁾。の理由としては、成富兵庫茂安が永池溜池を築造したためであるといわれてゐる⁽⁸⁾。

江戸期の村高は、『肥前慶長国絵図』⁽¹⁰⁾によると、白石郷と記されており、坂田村と室嶋村の村名は、記されていない。坂田村と室嶋村は、坂田村の記載がなく理由については定かではない。

一方、室嶋村は、嘉永二年の『大小配分石高帳』によると物成二〇石の野田丈一郎が、南原田村四石八斗七升八合と共に、室嶋村一五石八斗七升八合を支配していることから、相給配分地であることが窺える。

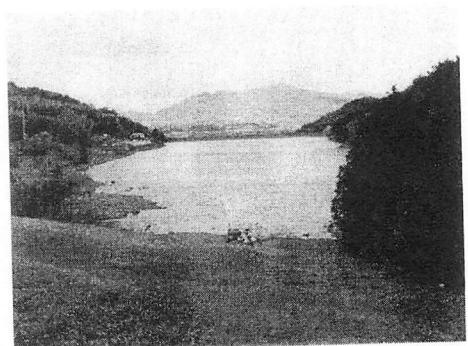
知行高の変遷は、寛永五年一七〇〇石で、寛永十九年一八〇〇石、明暦二年二二五〇石となつていて、さらに地米については、物成九〇〇石の内、杵島郡芦原村は、地米四七六石一斗七升八合、室嶋村は、地米八五石、坂田村は地米一一六石五斗、樺崎村は、地米八三石三斗二升二合、藤津郡志田村は、一三九石となつていて⁽⁹⁾。

また、嘉永六年(一八五三)『大小配分帳』には、芦原鍋島領には、坂田村の記載がなく理由については定かではない。

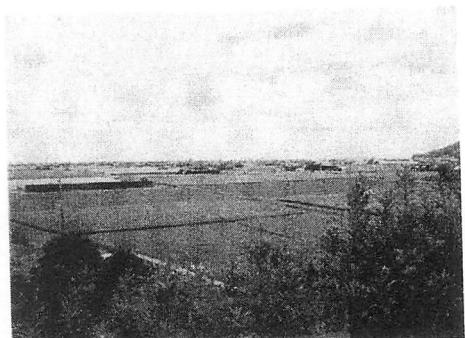
さらに、明治期の『旧高旧領取調帳』には、坂田村一六〇七石七斗四升六合、室嶋村は、深浦村と合併しており、一一五三石二斗五升八合となつていて⁽¹²⁾。



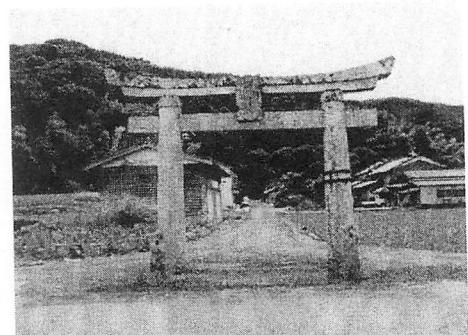
芦原地区（武雄市東部）



永池溜池（武雄市東部）



坂田地区（白石町南西部）



坂田神社鳥居（白石町南西部）

四、『竈人別帳』の分析

1、竈帳について

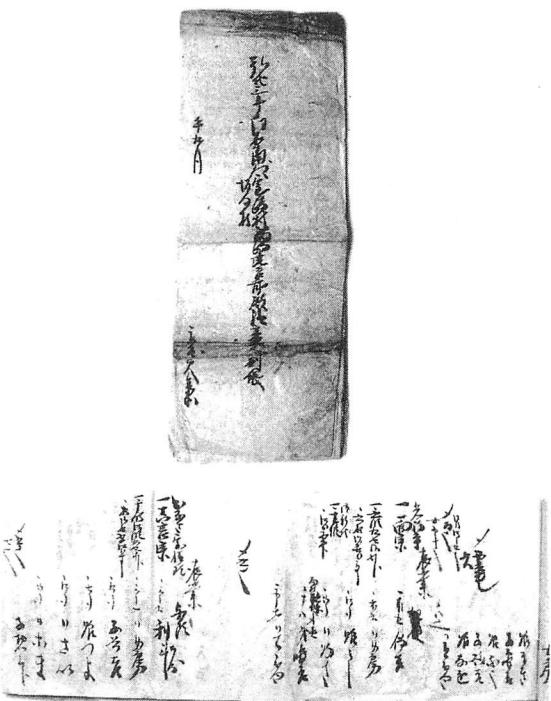
竈帳について、『続佐賀藩総合研究』⁽⁴⁾には、一村単位で作成され、蔵入地・配分地の区別が記入されたが、場所によつて、三・四軒、六・七軒を一竈とする場合もあつたと述べられている。また、竈帳の年齢区分は、老人は六〇歳以上、幼少は、一四歳以下と定めている。天明二年の竈帳の作成に際し、五人組から風俗悪敷ものを除外しようとする動きがあるのを禁じ、五人組は、一ヶ月交替で小頭（組頭）を定め、五人組も五組、すなわち二五軒の中から律儀な頭百姓を一人選んで責任者とした。さらに、天明三年の竈帳の『教諭御書付』は、五人組前書に相当するもので、二六条からなり、村内居住者の生活規範を示していることある。

2、弘化三年竈人別帳について

庄屋貞兵衛が作成した弘化三年（一八四六）九月の『白石南郷室嶋村坂田村鍋島虎吉郎殿給竈人別帳』⁽⁵⁾から坂田村と室嶋村の村方構成については、竈数は、三四軒で人数は一五〇人（奉公人を除く）、男七一人、女七九人である。奉公人の人数は、六人で、内訳は、男二人で女四人となつていて、人口は一五六人で男七三人、女八三人である。一組五竈で構成されている。

3、弘化五年竈人別帳について

庄屋貞兵衛が作成した弘化五申（一八四八）三月『白石南郷室嶋村鍋島虎吉郎殿給竈人別帳』⁽⁶⁾から室嶋村の村方構成については、



白石南郷室嶋村坂田村鍋島虎吉郎殿給竈人別帳
弘化三年九月（1846）

竈数は、三七軒で、人数は一七七人その内、男九三人、女八四人である。ただし下人・下女については除いている。一組五竈で構成されているが中には、一組が六竈で構成されているものもある。

次に身分と職業構成については、足軽一軒・被官二軒・家来一軒となつておらず、農業二軒・雜業七軒・半農半商五軒・職人二軒となつておらず、農業の二軒は、専業である大工・酒屋であり、家賃と塗師は、ともに農業を兼業していることから職人の数に入つていなことがいえる。

足軽一軒は、鈴山庄之助のことと、馬渡礼太夫の足軽であることわかる。家族の人数は六人で下人が四人、下女が一人で、酒屋を営んでいる。被官二軒は、まず久野惣左衛門で、家族人数が五人で農業を営んでおり、村散使の役職についている。もう一軒は、前田傳吉で、家族人数が六人、農業を営んでおり無役である。家来一軒については、山下伊之吉で、家族の人数が四人で農業を営んでいる。庄屋は一人で貞兵衛である。一組に一竈、庄屋・村役・組頭のいずれかが置かれている。武士と百姓が五人組を形成しており、身分制上複雑になつてていることがいえる。

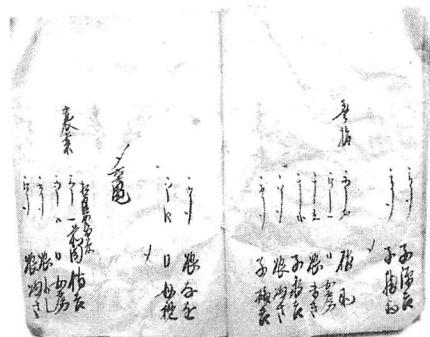
さらに奉公人については、竈なしの茂吉と妹が、田野上村から奉公に来ている。農業を営んでいる松衛門は、當村芳太郎家へ奉公に出ている。また、竈返しとなつていてる初衛門は小城村へ奉公に出ていることがわかる。「竈なし」というのは、恐らく無宿者のことで、「竈返し」というのは、帰村した者のことではないかと思われる。

4、御新地について

また、弘化三年（一八四六）の竈人別帳には、百姓持高とは別に、武士、百姓にかかわらず「御新地」という記述が、六竈ある。御新地とは何か詳細にみていくと、御新地の記載がみられる竈は、無役の百姓が三竈、組頭の百姓が一竈、組頭と村役を兼任している百姓が一竈、足軽が一竈、家来が一竈である。一つの組に集中し、五竈中三竈に御新地の記載がよみとれる。

戸主の年齢は、清次郎四六歳、忠七六二歳、弥助六〇歳、山下伊之吉三七歳、傳吉三九歳、清助七四歳である。

宗派と寺院については、禪宗の古賀村東楽寺が三竈、真言宗のいなさ（辺田村）座主坊が二竈、一向宗の坂田村光福寺が二竈である。



白石南郷室嶋村坂田村鍋島虎吉郎殿給竈人別帳
弘化五年三月（1848）

ことが窺える。村内の旦那寺はもちろんのこと、同じ郷内の旦那寺に入寺していることがいえる。

五、まとめ

以上、簡単ではあるが、別府大学付属博物館所蔵の『肥前国杵島郡坂田村室嶋村大田尾家文書』から芦原鍋島領の坂田村・室嶋村の竜人別帳の記載内容の中で、村方構成と職業構成について紹介し、御新地に注目した。佐賀藩の知行新田を明らかにする手懸かりにならぬのではないかと考えられる。詳しい考察については、機を改めて行いたいと思う。

註

- (1) 藤野保編『佐賀藩総合研究』吉川弘文館 1981年
- (2) 高野信治『近世大名家臣団と領主制』吉川弘文館 1997年
- (3) 長野遼『幕藩制国家の領有制と領民』吉川弘文館 2004年
- (4) 『系図鍋嶋虎吉郎編弘化四年(1847)松浦党』佐賀県立図書館所蔵マイクロフィルム
- (5) 北方町町史編さん事務「四芦原領成立後」『北方町史中巻』1986年
- (6) 石井良一「第五節芦原領主」『武雄史』1956年

(7) 北方町町史編さん事務「四芦原領成立後」『北方町史中巻』1986年

(8) 石井良一『武雄史』1956年

「御判物差出」『佐賀県史料集成 古文書編第一五卷』佐賀県立図書館 1984年

館 1984年

(9) 北方町町史編さん事務「四芦原領成立後」『北方町史中巻』1986年

(10) 「肥前国絵図にみえる石高について」『肥前史研究』三好不二雄先生傘寿記念誌刊行会1985年

(11) 有明町史教育委員会『有明町史』第一法規出版 1969年

(12) 下中那彦『佐賀県の地名』付録 平凡社 1980年

(13) 木村礎『旧高旧領取調帳 九州編』1979年

(14) 藤野保編『統佐賀藩総合研究』吉川弘文館 1987年

(15) 『弘化三年(1846)午九月白石南郷室嶋村坂田村鍋嶋虎吉郎殿給竜人別帳』別府大学付属博物館所蔵

(16) 弘化五(1848)申三月『白石南郷室嶋村鍋嶋虎吉郎殿給竜人別帳』別府大学付属博物館所蔵